

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯川村長 佐野 盛至

市町村名 (市町村コード)	湯川村 07422
地域名 (地域内農業集落名)	笈川 (笈川地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は世帯数が74戸と湯川村では大きな集落であるが、農業の担い手となる認定農業者及び基本構想基準到達者は地区内外で11名おり、地区耕地面積の65.22%を耕作している。現時点において農用地は適切に管理されているが、農業者の高齢化が進んでおり今後の農用地の維持管理が懸念される。
農業用施設、農業機械については、農家ごとに所有している。

(2) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

今後、離農者や規模を縮小する農業者が現れた場合は、認定農業者等の担い手を中心に集積し、地域の農業を保持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地との区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	64.43 h a
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	64.43 h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別紙のとおり）

主に圃場整備完了区域とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
現在の担い手の農地面積を維持しながら、今後離農する農家の農地についても地区内の担い手で話し合い、集約化していきたい。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
現在の中間管理機構を通した契約面積を維持しつつ、新たに離農した農地についても中間管理機構を通して集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組
圃場整備事業は実施済みであり、今後は多面的機能支払制度の活用を視野に入れ既存施設の維持管理を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
村やJAなどの関係機関と連携し、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業については、（株）会津湯川ファーム等への委託を検討したい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③農薬や肥料の散布については、ドローンによる空中散布を検討し、効率化を図る。